

令和2年 第2回 浜松市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 場所

令和2年2月14日(金) 午後1時30分 みをつくし文化センター 2階 大研修室

2. 委員の出欠 出席： 松澤崇 松島好則 田中照明 原田博示 袴田正保 松尾康弘
横井利治 鈴木克育 袴田博子 根木常次 内山進吾 岡本純
藤村猪三 高井孝平 後藤剛 小杉高史 森島倫生 鈴木英雄
水崎久司 井上保典 伊藤安子 小柳守弘 鈴木要
欠席： 中島雅弥

3. 出席した事務局職員

清水克 鈴木智久 石川宗明 木下穰 齋藤和也 石田潤司 河村幸一郎
吉山和志 鈴木健吾 加茂真也 内藤裕士
山下文彦(農林水産担当部長)

4. 審議事項

- 第7号議案 農地法第3条の規定による許可について
第8号議案 農地法第4条の規定による許可について
第9号議案 農地法第5条の規定による許可について
第10号議案 非農地証明について
第11号議案 相続税の納税猶予制度の免除手続(20年経過)に係る
特例農地等の利用状況の確認について
第12号議案 農用地利用集積計画の決定について
第13号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

5. 報告事項

- 報第7号 非農地通知について
報第8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報第9号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報第10号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報第11号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報第12号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について
報第13号 農地の地目変更登記に係る報告について
報第14号 農業用施設証明について

6. その他

議事の概要

局長 皆様、こんにちは。本日はお忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。

定刻になりましたので、只今から、令和2年第2回浜松市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の出席委員数ですが、定数24名のところ、2番の中島委員が欠席でございますので23名です。過半数を超えておりますので、本会が成立いたしますことをご報告申し上げます。

それでは、松島会長、ご挨拶に続いて開会宣言をお願いいたします。

会長 こんにちは。本日は普段と会場が違って、明るいということで、いい会議ができればと思っております。お忙しいところ、ありがとうございます。また、先日は西部農業委員会協議会の講演会にご出席いただき、ありがとうございました。農業委員会の活動に直接結びつくものではありませんが、間接的なヒントの一つにはなったのではないかと思っております。

挨拶に代わりまして、一つご紹介をしたいと思えます。40年前くらいですが、航空写真を買いませんかということで、自宅に営業に来られたので買って、玄関に飾ったということがありました。皆様も同じようなことがあったのではないのでしょうか。現在ではそのようなものを買わなくても、様々なところで簡単に航空写真が見られるようになりました。私は調査会等でその農地の場所が分からない時に、携帯でちょっと確認したりするのですが、もう少し大きく見たいなとも思えます。区役所、全部で7ヶ所ありますが、そこにはカラーの大きな航空写真が置いてあります。それを眺めていますと色々なことが分かってきます。例えば、農地の割合や宅地の割合といったものが、分かってきます。「木を見て森を見ず」という諺がありますが、小さな画面で見るとはなくて、大きなもので見ると、農業委員会の活動に繋がるヒントがあるなど感じます。ぜひ皆様にも、区役所に赴いた際には見ていただきたいなと思えますので、それぞれの場所を調べてきました。まず中区役所は、1階ロビーに平成27年度版があるそうです。東区役所は、1階踊り場、西区役所は1階ロビー、南区役所も1階ロビー、北区役所は2階の区長室前、浜北区役所は総会を行う会議室の近くのソファの上、天竜区役所は2階防災対策室内にあるそうです。航空写真を見た私の感想を一言述べさせてもらいますと、東区の農地は思った以上に少ないのだなと感じております。皆様にも大きな観点で農業委員会の活動へのヒントを得ていただきたいと思い、ご紹介させていただきました。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

会長 それでは只今から、令和2年第2回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局長 ありがとうございます。それでは、ここからの進行は、議長として松島会長をお願いいたします。

議長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 それでは、議席番号20番の水崎久司委員、議席番号21番の井上保典委員をお願いい

たします。

議長 それでは、議事に入ります。第7号議案「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木智 それでは、議案1ページをご覧ください。
(議案の表紙を読み上げる)

石田 今月の申請案件は、地区「笠井」、整理番号23番外14件でございます。申請の内訳でございますが、所有権移転の売買に係る案件が11件、贈与に係る案件が1件、区分地上権に係る案件が3件でございます。

それでは、申請面積が最も大きい案件について説明いたします。

議案2ページ、地区「細江」、整理番号31番は売買に係る案件でございます。

譲受人は、北区細江町中川の■■■■■さん、77歳でございます。

■■■■■さんは、細江町、根洗町で梨を中心に耕作を行っておりますが、この度、営農地に隣接する申請地を売買により取得し、規模拡大を図りたく申請にいたったものでございます。

申請地は、聖隷三方原病院の■■■■■約■■■■■mに位置しております。取得後は梨を作付けしていく計画でございます。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の現地調査と資料の調査書による協議結果についてご報告をお願いします。

議長 整理番号23番について、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

議長 調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。

議長 整理番号24番から26番について、湖東地区調査会の袴田正保委員からお願いします。

袴田正 整理番号24番から26番の3件、調査会において協議の結果、特に問題はございませんでした。

議長 整理番号27番について、庄内地区調査会の松尾委員からお願いします。

松尾 整理番号27番、庄内地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 整理番号28番、29番について、篠原・舞阪地区調査会の横井委員からお願いします。

横井 整理番号28番、29番について、地区調査会で検討した結果、特に問題ありませんでした。

議長 整理番号30番について、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡本 整理番号30番について、地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 整理番号31番について、細江地区調査会の藤村委員からお願いします。

藤村 整理番号31番、調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 整理番号32番から35番について、浜名・北浜地区調査会の小杉委員からお願いします。

小杉 整理番号32番から35番の4件、地区調査会で審議した結果、特に問題はございませんでした。

- 議 長 整理番号 36 番、37 番について、中瀬・赤佐・俣玉地区調査会の森島委員からお願いします。
- 森 島 調査会で審議いたしました。2 件とも問題の指摘はありませんでした。
- 議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手を願います。
- (質疑応答なし)
- 議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 7 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
- (異議なし)
- 議 長 異議ないものと認め承認することといたします。
- 議 長 次に、第 8 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。
- 鈴木 智 それでは、議案 5 ページをご覧ください。
- (議案の表紙を読み上げる)
- 石 田 今月の申請案件は、地区「神久呂」、整理番号 8 番外 9 件でございます。
- 転用目的別の内訳は、自己用住宅関連が 3 件、農家住宅関連が 2 件、農業用施設が 1 件、貸駐車場が 1 件、太陽光発電が 2 件、営農型太陽光発電が 1 件でございます。また、農地区別の内訳は、農用区域内農地が 2 件、第 1 種農地が 2 件、第 2 種農地が 2 件、第 3 種農地が 4 件でございます。なお、是正案件は、整理番号 9 番、12 番、13 番、14 番、16 番です。
- それでは、転用面積が最も大きい案件について説明いたします。
- 議案 5 ページ、地区「河輪」、整理番号 10 番をご覧ください。南区西町の畑、1,175 m²において、貸駐車場を設けたいという申請です。申請地は、浜松市立東陽中学校から■■■■へ約■■■■m のところに位置します。農地区分は、街区の面積に占める宅地の割合が 40%を超えている区域内にある農地であることから、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。
- 事業計画は、近隣事業者用への貸駐車場 26 台分を設ける計画で、配置計画から見て転用規模は適当と思われれます。
- 申請地の周囲には堰堤を設ける計画であり、雨水については敷地内で自然浸透させる計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。
- 以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。
- 説明は以上でございます。
- 議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の現地調査と資料の調査書による協議結果についてご報告をお願いします。
- 議 長 整理番号 8 番について、入野・神久呂・雄踏地区調査会の原田委員からお願いします。

原 田 整理番号 8 番、地区調査会において問題ありませんでした。

議 長 整理番号 9 番について、湖東地区調査会の袴田正保委員からお願いします。

袴 田 正 整理番号 9 番、調査会において協議の結果、特に問題ございませんでした。

議 長 整理番号 10 番について、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田博子委員からお願いします。

袴 田 博 整理番号 10 番の 1 件につきまして、地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 整理番号 11 番について、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。

根 木 整理番号 11 番、地区調査会で検討した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 整理番号 12 番、13 番について、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内 山 整理番号 12 番、13 番の 2 件、地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 整理番号 14 番、15 番について、中瀬・赤佐・俣玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 2 件とも調査会で特別な指摘はありませんでした。

議 長 整理番号 16 番、17 番について、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願いします。

鈴 木 英 整理番号 16 番、17 番の 2 件につきまして、調査会で審議の結果、問題ありませんでした。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手を願います。

(森島委員 挙手)

議 長 はい、森島委員。

森 島 是正についてですが、口頭で是正案件の番号をご紹介いただくというのは、これはこれでいいと思います。ただ、議案に載せてしまうというのは、何か問題があるのかということがまず一点。

もう一点は、是正という措置の取扱いですが、法令違反を放置するよりもこのように救済したほうがいいのかという判断が数年前にされたのだと思っております。こういうことにはならないほうができればいいわけで、今後違反を生み出さないという農業委員会の姿勢と、それを是正案件として認めていくという実態の狭間をどう埋めていくのかという点について、会長や副会長には問題意識を持っていただいて、事務局には考えをお聞きます。

木 下 是正について、当初事務局でもどのように表記するか検討しましたが、調査会を経てこの場の審議にかかっているのので、表記するのではなく説明の中で示すというようにしたいと考えています。

今後の対応ですが、何十年も違反状態であった場合もあれば、比較的最近そのようになった場合もあります。農地に復元するべきだという考えもあるかとは思いますが、その目的が農地法またその他関連法令に照らし合わせて問題がなければ、是正案件とし

て審議していきたいと考えております。また、許可を得ずに農地を農地以外の目的に使用することがないように、事務局もすべての農地をパトロールしているわけではありませんが、現地調査に出ることも多いので、農業委員や調査員の皆様に情報をいただきながら、周辺の状況を確認していきたいと思っております。

森 島 議案に載せるということについて、問題があるのかどうかを教えてください。
木 下 事務局で検討させてください。

森 島 わかりました。

議 長 森島委員から、会長と副会長に是正についての進言がありましたが、私の考えを一言だけ述べさせていただきます。

当然、事前着工や無断転用が良くないということは承知しております。私達も毎日外を回って調査しているわけではありませんが、違反を見つけたり、気になることがあったりした場合には、事務局に報告するようにはしております。ただ、やはり数が多いとすべてを調査することは難しいですが、努力は続けていきたいと考えています。

森 島 是正の取扱いについて、できるだけ厳密にするべきだということは今の会長のお話からも受け止められましたが、調査会の皆様の中には、是正案件が申請されていることについて、私の地区だけでなく他地区でもそうではないかと思いますが、違和感なく流してしまっているところがあるのではないかと思います。会長のお話や事務局の認識を聞くと、是正措置が今後続くのではなくできるだけ早く解消されて、その対象となるようなものが生まれなくなるのが好ましいわけで、気になったことがあれば報告してくださいということが調査会の皆様にも伝わると、認識が変わってくるのではないかと思いますので申し上げました。

私自身としても、是正の考え方や取扱いについて明確ではない部分もありますので、あえて皆様に問題提起させていただきました。調査会として、新たな違反を生み出さないという問題意識を共有することについて、法令上の問題が発生するのであれば、事務局にご指摘いただきたいと思っております。

局 長 是正についての考え方ですが、事務局としても良いとは一切考えていません。ただし、森島委員がおっしゃったように、昔は農地に復元させるという強硬な手段をとったこともありますが、数年前に国や県の方針として、現在の法律の中で認められるのであれば、許可をしていくというように考え方を変えていったという経緯があります。それをあえて、議案の中に是正である、是正ではないと載せることは意味のないことだと思います。この案件が是正だから許可できる、できないということではなく、この場の審議にかけられているということは、許可の見込みがあるということです。許可の見込みがないものは指導の対象となり、この場にあがってきません。したがって、議案の中は是正の記載の有無は問題のないことですので、今後も載せるつもりはありません。

以上が、私の見解です。

森 島 議案には載せないけども、説明で報告することについては違和感がないということではないですか。

局長 説明の中で「この案件は是正です」と示すことについてはやぶさかではありませんが、議案はこの場に正式にあがってきている書類ですので、その中に記載はしません。

森島 わかりました。

議長 その他ございますか。
(その他発言なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。第8号議案「農地法第4条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

議長 次に、第9号議案「農地法第5条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木智 それでは、議案7ページをご覧ください。
(議案の表紙を読み上げる)

加茂 今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号104番外58件でございます。
転用目的別の内訳につきましては、農業用施設が2件、自己用・共同住宅関連が27件、事業用の建物関連が5件、駐車場、資材置場等事業用のその他施設への転用が6件、一時転用が3件、太陽光発電が12件、営農型太陽光発電が4件でございます。
また、農地区別の内訳につきましては、農用地区域内農地が8件、第1種農地が6件、第2種農地が16件、第3種農地が29件でございます。なお、是正案件は、整理番号130番、145番、150番です。
それでは、整理番号に○を付した案件について、ご説明いたします。
議案8ページ、9ページ、地区「湖東」、整理番号114番をお願いします。
西区伊左地町、佐浜町の畑51筆、34,485㎡について、砂利採取事業を行いたいという申請でございます。
この度、西伊場町のJT跡地及び防潮堤工事に必要となる良質な砂利の採取が見込まれる申請地を砂利採取場として使用したく、3年間の一時転用申請に及んだものでございます。
申請地は、伊佐見協働センターから■■へ約■■m、湖東病院の■■に位置する農用地区域内の農地でございます。農用地区域内の農地の転用につきましては、立地基準において原則不許可とされておりますが、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすことのない3年以内の一時転用につきましては、例外的に許可できるとされております。
事業計画では、地目山林等の併用地を含めた全体計画区域49,962.98㎡となり、県道村櫛三方原線から出入りするための進入路を設け、採取場の周囲に防護柵を設置し、区域全体を平均10m掘り下げる計画であります。良質な耕作土は区域内で移動させながら保管し、それ以外の切土した砂利250,000㎡、廃土石70,000㎡の計320,000㎡を西伊場町にあるJTの跡地及び市、県事業の防潮堤へ運搬する計画です。
砂利採取後は、区域内の一部の山林を含めて農地造成を行います。造成後は、土地境

界杭を打ち地主に返還します。返還後、地主が野菜等を耕作する予定でございます。

なお、地主から農地の耕作管理が困難であるとの相談があれば、ともに農地所有適格法人である、申請者のグループ会社や近隣で大規模に営農している法人に農地を紹介することも予定しております。

また、砂利採取法の許可申請に伴う浜松市の砂利採取事業事前審査を受け、林地開発許可も申請済みであるとともに、地元自治会、学校とも協議済みであり、事業の実施期間中は安全対策等を徹底していること、雨水は申請区域内に素掘りの水路を作り調整池へ流入させてから制限放流する計画であることから周辺への影響は軽微と思われ、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 10 ページ、地区「湖東」、整理番号 117 番をお願いします。

西区湖東町の畑 3 筆、3,028 m²について、工場、駐車場、調整池、緑地を設けたいという申請でございます。

申請者は、[] に本社を置き、[] を営む法人です。現在の工場は中区高丘西にあります。地主から土地の返却を求められており、この度、交通の便が良い申請地に移転し、経営の安定化を図りたく申請にいたしましたのでございます。

申請地は、東名高速道路浜松西インターチェンジの [] 約 [] m に位置する農地です。

申請地の農地区分につきましては、市街地の区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であることから、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。

事業計画は、工場、40 台収容の駐車場、緑地、調整池を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われれます。

排水計画は、汚水、雑排水については合併浄化槽、雨水については敷地内側溝を経て調整池に流入させ、排水路へ制限放流する計画であること、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから転用の確実性も認められるものであります。

申請地の選定に際し代替地の検討もなされていることを踏まえると、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 12 ページ、地区「三方原」、整理番号 136 番をお願いします。

北区東三方町の畑 2 筆、3,410 m²について、保育所を設けたいという申請でございます。

申請者は、[] に主たる事務所を置く、社会福祉法人です。多くの待機児童がいる中、新興住宅地に近い申請地に保育所を開園し、待機児童の解消に貢献したく申請にいたしましたのでございます。

申請地は、浜松市立豊岡小学校の [] 約 [] km に位置する農地です。

申請地の農地区分につきましては、市街地の区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であることから、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。

本転用事業は、保育所、38 台収容の駐車場、緑地、調整池を新設する計画であり、配

置計画からみて、転用面積は適当と思われるます。

申請地は、駐車場部分はアスファルト舗装、園庭部分はグラウンドコート舗装し、周囲には見切工を行う計画であること、排水計画は、雨水排水は敷地内側溝から調整池に流入させ道路側溝へ制限放流し、汚水、雑排水は合併浄化槽を経て道路側溝へ放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

申請地の選定に際し代替地の検討もなされていることを踏まえると、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 12 ページ、地区「三方原」、整理番号 137 番をお願いします。

北区東三方町の畑 2 筆、3,305 m²について、工場を設けたいという申請でございます。

申請者は、[] に本社を置き、[] を営む法人です。現在の工場は敷地内に施設が分散しており作業効率が悪いため、取引先への便が良い申請地に集約移転し、経営の安定化を図りたく申請にいたったものでございます。

申請地は、浜松市立豊岡小学校の[] 約 [] km に位置する農地です。

申請地の農地区分につきましては、市街地の区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であることから、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。

本転用事業は、工場、18 台収容の駐車場、緑地、調整池を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われるます。

申請地はアスファルト舗装し、周囲には見切工を行う計画であること、排水計画は、雨水排水は敷地内側溝から調整池に流入させ道路側溝へ制限放流し、汚水、雑排水は合併浄化槽を経て道路側溝へ放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

申請地の選定に際し代替地の検討もなされていることを踏まえると、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 15 ページ、地区「中瀬」、整理番号 155 番をお願いします。

浜北区中瀬の畑 5 筆、4,132 m²について、砂利採取事業を行いたいという申請でございます。

申請者は、[] に本社を置き、[] を行っています。この度、良質の砂利採取が期待できる本申請地を、陸砂利の採取場として使用したく、許可日から 2 年間の一時転用申請に及んだものでございます。

申請地は、新東名高速道路浜松浜北インターチェンジから [] へ約 [] km のところに位置する農用地区域内の農地でございます。

審査したところ、本転用事業は農用地区域内農地の不許可の例外規定にあたる一時転用に該当する転用事業であること、事業計画では、申請地を砂利採取場として使用し、

1:1.5 の安定勾配で掘削し、掘削面積 3,329 m²、最大掘削深が 10m、総掘削量は 13,818 m³を予定しております。

工事期間中は、5m の保安距離を確保し、表土の流出を防ぐために堰堤を設けること、外周には防護柵、鍵付きの門扉等の設置により近隣への安全対策が図られること、工事完了後は良質な山土、建設発生土及び表土の埋め戻しにより、優良な農地へ復元し、土地所有者がジャガイモ、キャベツ、サツマイモを作付けする旨の耕作管理計画書が添付されていること、また、砂利採取事業事前審査意見書の措置報告書の提出を受けたこと、地元自治会との協議が完了していることから、周辺への影響は軽微と思われ、許可相当であると考えます。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の現地調査と資料の調査書による協議結果についてご報告をお願いします。

議 長 整理番号 104 番について、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。

松 澤 整理番号 104 番につきまして、地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 整理番号 105 番、106 番について、蒲・和田・長上地区調査会の中島委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

議 長 調査会では特に問題ございませんでした、ということです。

議 長 整理番号 107 番から 109 番について、積志地区調査会の田中委員からお願いします。

田 中 整理番号 107 番から 109 番の 3 件につきまして、地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 整理番号 110 番から 112 番について、入野・神久呂・雄踏地区調査会の原田委員からお願いします。

原 田 整理番号 110 番から 112 番、地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 整理番号 113 番から 117 番について、湖東地区調査会の袴田正保委員からお願いします。

袴 田 正 整理番号 114 番と 117 番は、業者も交えて調査会で協議しました。特に 114 番は、通学路の近くですので、安全には注意するよう念を押しました。他の案件も特に問題ありませんでした。

議 長 整理番号 118 番について、庄内地区調査会の松尾委員からお願いします。

松 尾 整理番号 118 番、庄内地区調査会で審議した結果、問題ありませんでした。

議 長 整理番号 120 番について、篠原・舞阪地区調査会の横井委員からお願いします。

横 井 整理番号 120 番について、調査会で検討した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 整理番号 121 番について、芳川・飯田地区調査会の鈴木克育委員からお願いします。

鈴 木 克 121 番について、審議の結果、問題ありませんでした。

議 長 整理番号 122 番から 124 番について、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田博子委員からお願いします。

袴田博 整理番号 122 番から 124 番の 3 件について、地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 整理番号 125 番、126 番について、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。

根 木 整理番号 125 番、126 番の 2 件について、地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 整理番号 127 番から 138 番について、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内 山 整理番号 127 番から 138 番の 12 件、地区調査会で審議した結果、問題ありませんでした。

議 長 整理番号 139 番について、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡 本 整理番号 139 番の 1 件について、地区調査会で審議した結果、問題ありませんでした。

議 長 整理番号 140 番から 142 番について、細江地区調査会の藤村委員からお願いします。

藤 村 整理番号 140 番から 142 番の 3 件について、審議した結果、問題ありませんでした。

議 長 整理番号 143 番、144 番について、引佐地区調査会の高井委員からお願いします。

高 井 整理番号 143 番、144 番、引佐地区調査会で問題ありませんでした。

議 長 整理番号 145 番、146 番について、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。

後 藤 整理番号 145 番、146 番の 2 件につきまして、調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 整理番号 147 番から 154 番について、浜名・北浜地区調査会の小杉委員からお願いします。

小 杉 整理番号 147 番から 154 番の 8 件、特に問題ありませんでした。152 番について、業者とも話をしましたが、土地の面積が 2,855 m²のところ、753 m²くらいは営農型にして、残りは業者が草刈りの管理をするということでした。割合の基準があるのかはわかりませんが、調査員からもどうなのかという声がありました。営農型でサカキを作ることによって問題ないと言えれば問題ないのでしょうか、そういった指摘がありました。

それと、XXXXXXXXXXの営農型は今回 2 件ありましたが、現在 7 名で 7ha 耕作しているそうです。これから他地区でも申請があると思いますが、現在 80 ヶ所で、今後 3、4 年の内に 100 ヶ所で 10ha まで増やしたいそうで、従業員も 10 名にするそうですが、やっていけるのかなという点が不安だという意見もありました。

議 長 問題ないということによろしいですか。回答や説明は必要ですか。

小 杉 借りているのはパネルの下の部分なので面積は少ないですが、残地は厚意で管理していくということで、それを私たちから業者に言うのもどうなのかと思っているので、その点についてご説明をお願いします。

木 下 営農型の太陽光のパネルの下以外の部分についてですが、他地区でも同様の事例がありまして、XXXXXXXXXXさんにも一緒に借りていただけませんかという依頼はしています。パネルの下はサカキ、それ以外の部分はヒサカキや他の作物を作れないか調整中で、苗場である圃場で準備しているところです。将来的には、農地全体を耕作管理できるような体制を整えるという話は聞いています。また労働力の件ですが、圃場が広くなり次

第人員を増やして対応すると聞いております。

小 杉 それともう一点。今回の申請地は、調査員からの情報ですが、すごく水はけが悪くて別の農家が耕作しようとしたことがあったが、全然何もできなかったということでした。今回サカキを作るということで、枯れてしまうのではないかと指摘しましたが、暗渠排水等色々整備してやっていくということでしたので納得をしました。

議 長 問題ないということによろしいですか。

小 杉 はい、問題ありません。

議 長 整理番号 155 番から 161 番について、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 湖東地区の袴田委員からもご報告がありましたが、私の地区でも砂利採取についての議論がありましたので後程報告します。また、161 番の営農型太陽光発電の更新の許可についても議論がありましたので、これも後程報告します。その他案件も含めて、調査会で問題の指摘はありませんでした。

議 長 整理番号 162 番、163 番について、春野地区調査会の水崎委員からお願いします。

水 崎 整理番号 162 番、163 番の 2 件につきまして、調査会で審議した結果、問題ありませんでした。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手を願います。

(森島委員 挙手)

議 長 はい、森島委員

森 島 袴田委員も調査会でご検討になったかと思いますが、砂利採取の問題です。浜北の特に北の辺りでは、以前から事業をやられていて、農業委員として頭痛の種になっているところであります。私も色々な方に話を聞いたり調査をしたりしてきたのですが、この事業をやったから作物ができないということではないようで、ちゃんとした畑を作り込めば作物はできるという話をしてくれた方もいました。なので、砂利採取事業をやったから畑が駄目になってしまうとは、一概には言えないのだと私は認識しています。私の地区の調査会で議論になるのは、その後耕作地として生かされていくかということです。耕作地としてちゃんと使われるかどうかの責任はどこにあるのかということを経理局に聞いたところ、あくまでも地主の責任であるという説明でした。そういうことであれば、私たちとしては、その責任があるということを経理局に伝えて、耕作できないのなら耕作できる人に誘導していくということは当然として、それを早く行うことが必要だと思います。何年も過ぎてからできなくなったというのではなくて、砂利採取の事業が終わった段階で、その後の耕作を誰がどうするのかということを経理局に注意を払うべきだと思います。今回の場合は 3 年間で 2 年間の一時転用ですが、できればその間に、事業完了後の耕作について耕作者と貸し手の合意がされることが望ましいと思っておりますので、会長と副会長に進言いたします。

もう一点、事務局に確認します。以前から気になっているのですが、地域振興のため

の工場というものが数年前からあって、ここなら農地転用もして工場を建てていいということになりました。これについて批判するつもりはありませんが、確認したいのは、都市計画法では工業地域を定めているわけで、そこではなくてあえて農地を工場用地にするということについての整合性を持っていたほうがいい、少なくとも私は持ちきれていません。都市計画法の工業地域と農業振興地域への工場の進出との間の論理的な整合性について、どのように理解したらいいのか教えていただきたいと思います。

議 長 それでは、まず一点目についてお願いします。
(袴田正保委員 挙手)

議 長 はい、袴田正保委員。

袴 田 正 森島委員がご心配された砂利採取ですが、私の地区の分の現地は荒れていて、ほとんど耕作されていません。車が入っていくのも大変な状態なので、むしろ綺麗になっていいのではないかとも思っています。その後については、耕作できる人は耕作する、できない人は、事業者が農地所有適格法人を持っているので、その法人に耕作してもらうということでしたので、地区調査会としては問題ないということになりました。

石 川 砂利採取の件について、一言だけ申し上げます。業者によって、良質な土を埋め戻したり、暗渠排水を整備したりといった好事例もあります。そういったものを参考にしながら、同様の申請があった際には事務局としても優良農家への斡旋等、復元後の耕作がうまくいくよう努めていきますので、農業委員の皆様にもご協力をお願いいたします。

議 長 それでは、二点目についてお願いします。

木 下 地域振興のための工場についてですが、市街化調整区域では用途地域を定めることはできませんので、担当の土地政策課で工場立地誘導地区が別に定められています。まずはこちらが優先になりますが、その他にも工場を建設できる基準が定められておりますので、ご紹介します。例えば、大規模既存集落に指定されている土地でないこと、工場が立地しても支障がないと認められる土地であること等といった点について土地政策課で審査をして、基準を満たしていれば工場の建設ができるということになっております。

森 島 ありがとうございます。優先順位はあるけども、諸々の事情により2番目や3番目の選択になっていることもあるということだと思います。その優先順位の意義というか、ただ優先順位があるということなのか、相当に高いハードルがあるので別のところに回ってしまうということなのか、後者であれば何とか整合性が取れると思います。ただ色々な基準があって、工場が建設できる可能性がありますというだけでは、納得がいかない部分があります。優先順位の考え方について、私が言ったような認識でいいのか、間違っているのか、その点について教えてください。

木 下 先程の優先順位は都市計画法上のものであって、農地法としては農地区分に基づいて審査をしていくことになります。審議にあがっている案件についても、土地政策課が都市計画法上の優先順位も含めた審査を行った結果、やむなしという判断になっているかと思えます。

森 島 都市計画法は農地法よりも上位法であると言われているわけで、そこから農地関連の

法律に回ってきて、基準を満たしていれば認められることになりまますというのは理解できます。ただ議論の中で、優先する法律があると言ったり、別の時には農地法に責任があると言ったりしていることがあるので、整理したほうがいいと思います。

(高井委員 挙手)

議 長 はい、高井委員。

高 井 事務局にお聞きします。118番の営農型太陽光発電について、オリーブを作るということですが、どのようなものかよく知りませんが、パネルの下で作れるものなののでしょうか。許可の見込みがあるということなののでしょうか。

(松尾委員 挙手)

議 長 はい、松尾委員。

松 尾 庄内地区ですが、この方は以前にも営農型太陽光でオリーブを作っている方です。栽培方法ですが、上へ伸ばすのではなく横に広げる方法があるらしく、そうすればパネルの下でも栽培できると説明を受けましたので、庄内地区としては問題なしとしました。

高 井 オリーブは何年くらいで収穫できるのですか。

松 尾 6年くらいと説明を受けました。

高 井 1年ごとに報告書を出すようになっていると思いますが、そういった場合はどう判断するのですか。

松 尾 苗から育てる営農型すべてに言えることだと思いますが、1年でどれくらい育つのかとか、どういう状態になっているといいのかということは分かりませんが、今の基準だと許可になってしまいます。売電が目的じゃないかと思うこともありますが、基準に照らし合わせると不許可だとも言えないので、仕方ないのかなと思っています。

高 井 何年も前から営農型の申請がありますが、その報告についてこの場で全く説明がないのはおかしいと思います。

議 長 私の認識ですが、苗から植える場合、すぐに実ができて収穫できるものではないので、ある種の猶予期間のようなものがあります。そのため、生長具合を見るために前年度対比を報告してもらっています。まだ営農型を始めてから収穫にいたるだけの期間が経過していないので、このようにしていると聞いています。

高 井 10年経ってもできるかどうか分からないのに、3年間で許可しますというのはおかしいと思います。

議 長 3年経ったところで許可を更新しようとする際、生長していないとか、枯れてしまっているとかの場合には、指導を行うし、許可をしないということも有り得ると、そう認識していますが、事務局それでよろしいですか。

木 下 毎年2月に各事業者から、 等の意見も添えられた状況報告書の提出を受けています。その中では、1年でどれくらい生長したかということも明記していただいています。また、作物によって収穫までに相当の年数がかかることもあるということは承知しております。生長具合が良くない場合には営農指導を行いながら、状況を確認していくということになります。

高井 事業者からしたら、1回許可をもらってしまえばこっちのものだと思われているのではないかと勘繰ってしまいます。そういったことにならないよう、事務局はしっかりと管理をしてください。

議長 高井委員、よろしいですか。

高井 はい。
(小杉委員 挙手)

議長 長 はい、小杉委員。

小杉 サカキ等は日陰でも育つというのは分かりますが、オリーブは日光が豊富なところで育つものだと思います。品質にも影響があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

松尾 私の地区でも始められてから1年程度ですので、なかなか答えようもないのですが、一つ言えるのは、パネルで全面覆ってしまうのではなく隙間もあるので、日光はある程度当たると思います。また、高さも十分に確保し風通しも良くするので、オリーブでも育つ見込みはあると説明を受けました。

小杉 高さはどれくらいにするのですか。

松尾 説明は受けましたが、細かいところまでは覚えていません。

木下 高さは約2.5m、高いところで3m程度です。また、土地の形状が縦長なので横からの日光が十分に入るところではありません。

小杉 角度を変えたり、隙間を空けたり、作り方にもよるということですね。

議長 長 その他ございますか。
(森島委員 挙手)

議長 長 はい、森島委員。

森島 営農型太陽光では、以前は収量を何割確保することというような国の基準があって、現在ではそれは無くなっていると理解しています。その辺りを説明しないと、高井委員がおっしゃったようなことを思われるのはもっともだと思います。営農という言葉にそんなに重みはないということを、案件が多くある地区では何度も議論されているわけで、そうではないとの地区との認識の差が、今この場に表れているのだと思いますので、調整が必要だと思います。

局長 森島委員がおっしゃった収量の基準ですが、これは今でもあります。また、3年後の更新についても、先程木下が申し上げたように生育状況を調査したり、第三者の意見を求めたりということをしております。農林水産省の指導としては、3年間やってみて育たなければ別の作物を紹介するようにとされています。ただ、印象としては、高井委員がおっしゃったようなやったもの勝ちというような面も確かにあります。太陽光発電については国全体で推進している施策で、一度設置したものを撤去させるというのは、正直に言いますと難しいのが現状です。ただし、難しいからそのままにするというわけではなく、調査をしたうえで必要な指導をして、守るべき法は守られるようにしていくというのが方針です。現状うまくできていないじゃないかという意見もあると思いますが、そ

れがうまくできるように指導していくしかないと考えています。また、同様の課題は周辺市町でも抱えているもので、木下を中心に関係職員を集めて一律の取扱いができるよう調整に取り組んでいるところでもあります。私たちとしてもまだ手探りの部分はありますが、あくまでも農水省の基準を満たした適法の範囲内で許可の判断をするよう努めておりますので、ご理解いただきたいと思います。

森 島 収量の基準は今でもありますか。

局 長 あります。

高 井 3年間やってみてできなければ、その後に急にうまくいくようになるとは思えないということを農家の立場として言いたいです。

局 長 他の転用案件についてもそうですが、印象で話をしているわけではありません。他法令の許可があって、必要な書類が整っていて、正当な手続きを踏んでいけば許可せざるを得ないという部分はどうしてもあります。また、他の市町では生育がうまくいかず、発電を止めさせた例があると聞いたことはあります。ただ、私たちとしては、他のところでこの作物がうまくいっているから変えてみたらどうかというような指導をするようにと言われておりますので、今後も続けていく方針です。

議 長 事務局はできる限りの指導をしているということは聞いております。結果としてどのようになるかはまた別の話ですが、他の市町と勉強会のようなものを行ったり、農協と連携したりといったことも報告を受けています。それではまだ手緩いという意見もあるかもしれませんが、あくまでも法に則った指導ということで、許可不許可に結びつけるのは現段階では難しいのが現実だと思います。

森 島 事務局の指導は重要だと思います。ただ、農業委員や最適化推進委員、調査員の目も厳しく入っていく必要があると思います。責任は事務局だけではなくて、農業委員や推進委員たちにもあると、そういう姿勢でいるべきだと思います。ちなみに私の地区では、次回の調査会が終わった後、営農型太陽光の現地調査を3ヶ所程度行う予定です。このように、調査会中心で責任をもって取り組むべきだと思います。

議 長 今の森島委員のお話は私にも報告を受けておまして、やはりそれぞれの地区で地元の方がしっかりと調査を行うということも大事だと考えております。

では、この件は以上として、その他ございますか。

(小柳委員 挙手)

議 長 はい、小柳委員。

小 柳 この場で転用の許可不許可を決めていて、その後2月に報告書の提出があるというような話がありましたが、そのアフターケアの結果についてこの場で報告をしていただくことはできないでしょうか。先程会長には報告があるということでしたが、許可不許可を決めているこの場の他の委員にはそれが無いということが問題で、今の議論にも繋がったのではないかと思います。全件は無理だとしても、特に問題があるような案件について、口頭でもいいので報告をしていただくことはできないでしょうか。

木 下 許可後の調査ですが、農地法により完了報告書の提出を受けております。それについ

て何か問題があるような案件については、報告は可能だと思いますので検討します。また、営農型については3年後あるいは10年後に更新の申請があった場合、改めて皆様にご審議いただきます。

小 柳 営農型に限らず、1年後等に、問題はありませんでしたとかこういう問題がありましたとか一言報告いただくだけで全然違うと思えますので、よろしくをお願いします。

議 長 その他ございますか。

(その他発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第9号議案「農地法第5条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

議 長 次に、第10号議案「非農地証明について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木智 それでは、議案17ページをご覧ください。

(議案を読み上げる)

今月の申請案件は、地区「引佐」、整理番号1番1件でございます。内訳につきましては、山林が1件でございます。

それでは、議案17ページ、地区「引佐」、整理番号1番をお願いします。

申請人は、北区引佐町井伊谷の■■■■さんです。

申請地は、北区引佐町渋川■■■■外2筆で、旧浜松市立渋川小学校の■■約■■mに位置しております。

登記地目は田、現況地目は山林、申請面積は計759㎡でございます。

非農地となった経緯は、平成2年頃まで耕作管理しておりましたが、河川と山林に挟まれた不整形地で生産性が悪く耕作が困難となり、次第に山林化したものです。

つきましては、非農地証明の基準である「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの」に該当し、非農地証明書の交付が適切と判断されるものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありました。何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第10号議案「非農地証明について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

議 長 次に、第11号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続(20年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木智 それでは、議案19ページをご覧ください。

(議案を読み上げる)

今月の申請案件は、地区「湖東」、整理番号3番外3件でございます。

相続税の納税猶予の特例の適用から20年経過することによる、相続税の免除手続きに伴い、納税猶予の適用を受けている農地等の利用状況について、税務署へ報告するため、皆さまにご審議いただくものです。

それでは、納税猶予の適用を受けている特例農地の面積が大きく被相続人が同じである、地区「湖東」、整理番号3番、4番についてご説明いたします。

被相続人は、■■■■年■■月■■日に亡くなられた、■■■■さん。相続人は、西区湖東町にお住いの、子の■■■■さん、65歳と、養子の■■■■さん、59歳です。

特例農地の面積は、■■■■さんが申告時、現在とも、1,129㎡、■■■■さんが申告時、現在とも、2,363㎡です。

現地調査を実施した結果、タマネギ等が耕作され、農地の管理が行われていたもので、その旨を税務署へ報告いたします。

また、整理番号5番、6番につきましても、適正に耕作され、農地の管理がされていたので、その旨を税務署へ報告いたします。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第11号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

議 長 次に、第12号議案「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木 智 それでは、議案21ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

内 藤 それでは、別添資料の別冊1をご覧ください。

令和元年度第11回浜松市農用地利用集積計画(案)でございます。公告予定は令和2年2月20日となります。2枚めくっていただきまして、「農用地利用集積利用権等設定内訳表」をご覧ください。合計208筆、206,620.06㎡の内訳でございます。今月は、笠井地区での22筆をはじめとして、計25地区での利用権設定を予定しております。

その次の1ページから利用権設定明細が掲載されております。1ページから16ページは相対契約及び中間管理事業によるもの、17ページから21ページは農地利集積円滑化事業によるもの、23ページは所有権移転を掲載しております。

それでは、内容について説明させていただきます。

はじめに、1ページから16ページをご覧ください。相対契約による利用権設定が190筆ございます。このうち新規就農に関するものについて抜粋してご説明いたします。

1 ページの 1 番をご覧ください。新規就農の■■■■さんです。現在、■■■■職員として■■■■を行っておりますが、今後自身で営農をしていきたいという希望があり、今回の申請にいたしました。浜北区宮口■■■■、3,027 m²の内 1,000 m²を借り受け、ブルーベリーの栽培を予定しております。

次に、9 ページの 8 番から 12 番をご覧ください。新規就農の■■■■さんです。以前から農業に興味を持っており、東区豊西町の■■■■さんのもとで研修を行い、今回の申請にいたしました。東区常光町■■■■、外 4 筆の畑、計 2,779 m²を借り受け、セルリーの栽培を予定しております。

次に、9 ページの 13 番から 10 ページの 15 番をご覧ください。新規就農の■■■■さんです。祖父母が兼業農家であったため、以前から農業に触れており、将来農業に携わりたいと考えていました。西区を中心に営農している■■■■さんのもとで研修を行い、今回の申請にいたしました。西区神ヶ谷町■■■■、外 2 筆の畑、計 1,135 m²を借り受け、ナス、ニンジン等の栽培を予定しております。

次に、9 ページ 1 番から 7 番をご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が 7 筆ございます。

農地中間管理事業は、農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が利用権設定により農地を借り受け、公社から農業者への転貸については、農用地利用配分計画書を公社が県知事に申請し、県知事の認可を受けることにより転貸が成立するもので、備考欄に配分予定先を記載してあります。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。

説明は以上でございます。

議長 只今事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議長 それでは、ご意見等もないようですので、第 12 号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

議長 次に、第 13 号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木智 それでは、議案 23 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

内藤 今回の申請案件は、地区「細江」、整理番号 1 番 1 件です。

申出地は、北区細江町中川■■■■の畑 1 筆、441 m²です。

平成 20 年 12 月 25 日に生産緑地地区の指定を受け耕作をしていましたが、主たる農業従事者であった■■■■さんが■■■■年■■■■月に亡くなり、引き続き妻である■■■■さんが現在まで耕作管理を行っていました。しかし、■■■■さんが体調を崩し耕作管理が

困難となり、医師から「農作業は不可能」との診断書も提出されましたので、買い取り申し出を行うこととなりました。1月17日にこの証明願が農業委員会に提出されましたので、「浜松市農業委員会生産緑地法に係る買い取り申出に伴う農業の主たる従事者等の証明事務処理要領」に基づき、1月30日に藤村委員と現地調査を行いました。

説明は以上でございます。

議長 長 只今事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(森島委員 挙手)

議長 長 はい、森島委員。

森島 私の記憶では、生産緑地のこのような案件は初めてだと思いますが、今までにありましたか。

内藤 令和元年9月に、同じく[REDACTED]さんの案件をご審議いただいています。

森島 それでは、これで2件目ということですか。

内藤 そうです。その際に申出地が一部漏れていたもので、今回改めて申出がありました。

森島 生産緑地法では25年とか30年とか言いますが、この手続きをすればその時点で法の縛りはなくなるということですよ。その辺りについて詳しく教えてください。

内藤 買い取り申出を行うにあたり必要となる、主たる従事者であることの証明書の発行について審議をしていただいております。証明書が発行されると、本人が自ら市の担当課へ買い取りの申出を行い、市は1ヶ月以内に買い取りをするかしないかの通知をします。その後、3ヶ月以内に所有権移転が行われなかった場合は、生産緑地地区の指定が廃止されます。

森島 全面的に廃止されるのですか。

内藤 指定地すべてでもいいですし、一部でも可能です。

森島 農業委員会がこれを認めると指定の廃止に繋がるということで、市街化区域に農地を持っている人にとっては非常に良い制度だということ、農業委員の皆様も知っておいていただきたいと思います。

議長 長 その他ございますか。

(その他発言なし)

議長 長 よろしいですか。それでは、第13号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 長 異議ないものと認め承認することといたします。

議長 長 次に、報告事項の第7号から第14号までを、事務局から報告をお願いします。

鈴木 智 議案25ページをご覧ください。報告事項第7号から第14号でございます。報告事項はこの一覧のとおりでございます。この内、報告事項第7号「非農地通知について」は補足説明をいたします。

河村 ・非農地通知制度について

議長 長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。

議長 それでは、事務局から連絡事項をお願いします。

鈴木智 今後の会議予定

・第3回浜松市農業委員会総会

日時 令和2年3月16日(月) 午後1時30分～

場所 浜北区役所 3階 大会議室

議長 それでは、その他として委員の皆様から、活動を通して何かありましたらお願いいたします。

森島 ・非農地通知について

小杉 ・農地利用の事前説明の撤廃について

議長 ・営農型太陽光発電について

議長 以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。長時間に亘り、ご熱心なご討議ありがとうございました。これをもちまして、第2回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会時間 午後3時15分

以上、議事の正確さを期すため署名する

令和2年2月14日(金)

会 長 松島 好則

委 員 水崎 久司

委 員 井上 保典